

他法令における自然公園の位置づけ

法令名	法の目的	自然公園に係る記述等
国土利用計画法	<p>国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。</p>	<p>第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。                  2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。                  一 都市地域                  二 農業地域                  三 森林地域                  四 自然公園地域                  五 自然保全地域                  7 第2項第4号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。</p> <p>第10条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。</p>
土地収用法	<p>公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正かつ合理的な利用に寄与する。</p>	<p>第3条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。                  二十九 自然公園法による公園事業</p>
租税特別措置法	<p>所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法、法人税法、相続税法、地価税法、登録免許税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方道路税法、石油石炭税法、航空機燃料税法、自動車重量税法、印紙税法、国税通則法及び国税徴収法の特例を設けること</p>	<p>第34条 個人の有する土地又は土地の上に存する権利(以下この款において「土地等」という。)が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等...の全部又は一部につき...、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条(長期譲渡所得の課税の特例)又は第三十二条(短期譲渡所得の課税の特例)の規定の適用については、次に定めるところによる。                  (省略:特別控除額の金額に係る規定)                  2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。                  四 文化財保護法...、自然公園法第十三条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地...が国又は地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)に買い取られる場合</p> <p>第34条の2 個人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等...の全部又は一部につき...、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条(長期譲渡所得の課税の特例)又は第三十二条(短期譲渡所得の課税の特例)の規定の適用については、次に定めるところによる。                  (省略:特別控除額の金額に係る規定)                  2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。                  二十五 自然公園法第五十九条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第六十条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第十三条第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第三節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地...が地方公共団体に買い取られる場合</p>

法令名	法の目的	自然公園に係る記述等
地価税法	地価税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるもの	<p>第6条 5 別表第一に掲げる土地等に該当するもの(当該土地等が同表第五号、第六号、第八号から第十九号まで及び第二十一号から第二十四号までの規定に規定する施設、設備又は工作物(以下この項において「施設等」という。)の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限り、)については、地価税を課さない。</p> <p>別表第一 (第六条関係) 一 次に掲げる区域内にある山林、原野、池沼その他の財務省令で定めるもの又は都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条第一項(緑地保全地区に関する都市計画)の規定により定められた緑地保全地区内の同項に規定する緑地に係る土地等 イ 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十三条第一項(特別地域)の規定により指定された特別地域(同法第六十条第一項(保護及び利用)の規定に基づく条例の規定により指定された特別地域で同法第十三条第一項の特別地域と同等の規制を受けるものとして財務省令で定めるものを含む。)</p>
地方税法	地方団体が、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができることとするもの	<p>第348条 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>七の二 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十三条第一項に規定する国立公園又は国立公園の特別地域のうち同法第十四条第一項に規定する特別保護地区その他総務省令で定める地域内の土地で総務省令で定めるもの</p>
離島振興法	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与する。	<p>第18条 国の行政機関の長又は都道府県は、離島振興対策実施地域における農地法、自然公園法その他の法律の規定の運用に当たつては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>